

平成28年7月29日
中部経済産業局

中部ガス・大垣ガス・犬山ガス・津島ガスの 託送料金認可申請を受理しました

本日、中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年度法律第47号。以下「改正法」という。）附則第18条第1項の規定に基づく託送供給約款（※1）の認可申請を、中部ガス、大垣ガス、犬山ガス及び津島ガスから受理しました。

今後は、電力・ガス取引監視等委員会において、中立的、客観的かつ専門的な観点から厳正に審査を行ってまいります。

託送料金の認可申請について

- 今回の認可申請は、平成29年4月1日に予定されているガス小売全面自由化の実施に向けて行われるものです。

（※1）託送供給約款

改正法附則第18条第1項の規定に基づき、管内一般ガス事業者（※2）は、中部経済産業局長に対し託送供給約款の認可申請することとなり、平成29年4月1日に予定されているガス小売全面自由化以降、新たに新規参入するガス小売事業者は、当該一般ガス供給区域のガス需要家に対してガス小売供給を行う場合、この託送供給約款での料金等の供給条件により、当該一般ガス事業者と託送供給の契約をすることとなる。

（※2）管内一般ガス事業者

①中部ガス、②大垣ガス、③犬山ガス、④津島ガス、⑤名張近鉄ガス、⑥上野都市ガスの6事業者があり、そのうち⑤名張近鉄ガス、⑥上野都市ガスは、需要家数が15万戸未満であって、他のガスを供給する事業者と導管が接続されていないことから、改正法第18条第1項ただし書きの規定により、託送供給約款の制定不要承認を受けており、今回の認可申請は要しない。

なお、東邦ガスについては、本日、所管である経済産業大臣へ認可申請を行っている。

<参考>

今回受理した申請書等については、本日、当局ホームページにて公表します。

<http://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/sistem/data/yakkanpress160729.html>

- ①中部瓦斯株式会社（託送供給約款認可申請書及び添付書類）
- ②大垣ガス株式会社（託送供給約款認可申請書及び添付書類）
- ③犬山瓦斯株式会社（託送供給約款認可申請書及び添付書類）
- ④津島瓦斯株式会社（託送供給約款認可申請書及び添付書類）

（お問い合わせ先）

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室長 岸

担当：岸・村井

電話：052-951-2820（直通）